

三重県手話施策推進計画(平成29年度～32年度)の概要

三重県手話言語条例第7条第1項の規定に基づき、「手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもので、県障害者計画（「みえ障がい者共生社会づくりプラン」）の一部として策定します。

基本理念

手話は、①独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできたものであり、②ろう者の情報取得、意思表示及び他人との意思疎通手段として必要な言語である、という基本的認識のもと、ろう者と聞こえる人が相互に人格と個性を尊重し、誰もが手話に親しみ、手話が広く利用される共生社会の実現を図ることをめざします。

施策体系と具体的な取組

施策1：情報の取得等におけるバリアフリー化等【条例第8条】

(1) 県政情報の手話による発信等

手話及び字幕入りテレビ情報番組の制作・放映/県のイベント・会議等における情報保障/字幕映像ライブラリーの製作・貸出 等

(2) 手話通訳者等の派遣、ろう者からの相談に応じる拠点機能の確保・拡充等

三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施 等

(3) 災害時等における手話による情報取得等のための措置

聴覚障がい者災害支援サポーターの登録推進/災害時における聴覚障がい者の支援に関する市町との協定の締結促進 等

施策2：手話通訳を行う人材の育成等【条例第9条】

(1) 手話通訳者等及びその指導者の育成、手話通訳者等の派遣等の体制の整備・拡充

手話通訳者等及びその指導者の人材育成の推進/全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボランティアの養成 等

施策3：手話の普及等【条例第10条】

(1) 県民が手話を学習する機会の確保等

手話パンフレット・DVD等による普及啓発/県民向け手話講座の開催 等

(2) 県職員に対する手話研修等の実施

県職員及び市町職員に対する研修の実施 等

(3) 幼児、児童、生徒及び学生に対する手話学習の取組促進

学校における手話を学ぶ取組の実施/聾学校との交流及び共同学習をとした手話の普及促進 等

施策4：ろう児等の手話の学習等【条例第11条】

(1) ろう児が在籍する学校での手話教育の環境整備、教職員の手話技術の向上

教職員に対する研修の実施

(2) ろう児が在籍する学校での保護者への手話学習の機会の確保等

保護者に対する手話講習会等の実施

(3) 聴覚障がいのある乳児、保護者への手話学習の機会の確保

乳幼児及び保護者を対象とした教育相談等の実施 等

施策5：事業者への支援【条例第12条】

(1) 事業者のろう者へのサービス提供時又はろう者雇用時における手話の使用に関する合理的配慮への支援

雇用の分野における手話の使用を含めた合理的配慮の周知/バリアフリー観光の推進 等

施策6：手話に関する調査研究の推進【条例第13条】

(1) ろう者及び手話通訳者等が行う手話に関する調査研究の推進等 手話に関する調査研究への協力



計画の推進体制等

(1) 県は、市町及び関係機関等と連携・協力し、計画を推進します。

(2) 三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会において調査・審議を実施するなど、PDCA（計画→実行→評価→改善）のプロセスに基づき適切な進行管理を行います。